

## 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成27年7月16日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室
3. 農業委員 27名中26名出席し、その氏名は次のとおり  
1番 國岡道夫 2番 太田修 3番 松本英樹  
4番 尾上昭則 5番 小西勝正 6番 高原敏正  
7番 大河原誠 8番 大森一廣 9番 片岡一矢  
10番 木下泉 11番 宇津木利正 12番 太田一己  
13番 川野実重 15番 雪上勲 16番 古澤直通  
17番 高原峯夫 18番 大森茂利 19番 藤澤美芳  
20番 長船裕一 21番 永守修一 22番 久山英之  
23番 上村善亮 24番 石黒五月 25番 大内美智子  
26番 原野健一 27番 石原芳高  
欠席委員  
14番 河崎繁
4. 議事に参与した者  
事務局長 日並洋一郎  
事務局 河原克仁  
事務局 心光浩太
5. 議事内容  
報告事項 農地法許可に係る専決処分について  
第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第4条許可申請について  
第3号議案 農地法第5条許可申請について  
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用  
権設定・利用権移転)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、  
第4回の総会を始めさせていただきます。  
まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。平成27年度第4回目の農業委員会総会という  
ことでご案内申し上げましたところ、超大型台風が近づいている中ご  
出席いただきありがとうございます。本日も適正な審査をよろしくお  
願います。

事務局 長 ただいま出席委員数は定数27名のうち26名ということで、瀬戸内  
市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立しているこ  
とをご報告いたします。なお、14番の河崎委員から欠席の届出が出  
ていることを申し添えます。  
以降の議事の進行につきましては木下会長より申し上げます。

議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署  
名委員さんに20番・長船委員さん、21番・永守委員さん、よろし  
く願致します。  
それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。  
最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から  
説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて頂  
きます。  
1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度瀬  
戸内市農業委員会第3回総会で農地転用許可相当と議決されました■  
■■■外7件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、  
平成27年6月29日付けで許可が適当であるとの意見答申がありま  
したので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、許可  
の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したも  
のでございます。  
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何か  
ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。  
（意見なし）

議長 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上  
報告承認とさせていただきます。  
それでは、続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、  
事務局の説明をお願いします。

事務局 引き続き資料2頁目から説明させていただきます。農地法第3条許可  
申請についてでございます。

### 【1番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,057㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は40㎡。譲受人の農地までの距離は700m。耕作面積は43,808㎡。家族及び耕作者数は2名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転で10aあたり■■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります。農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

### 【2番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は198㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は78㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は94㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は235㎡。農地の所在地「■■■■」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は136㎡。譲受人

の農地までの距離は50m。耕作面積は47,785㎡。家族及び耕作者数は4名です。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります。農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さん「■■■」さんが田(畑)として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田(畑)として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

### 【3番案件】

譲受人「■■■■番地■■■■歳■■■」。譲渡人「■■■■番地■■■■歳■■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は833㎡です。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は8,888㎡。家族数及び耕作者数は2名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります。農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【4番案件】

譲受人「■■■■番地■■■■歳■■」。譲渡人「■■■■番地■■■■歳■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は126㎡です。譲受人の農地までの距離は20m。耕作面積は5,598㎡。家族数は2名、耕作者数は1名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に畑と

して耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の担当委員さん■番・■■委員さん、お願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。1番案件ですけれども、現在譲受人の倉庫の横にある農地で、現在も譲渡人さんの依頼で耕作しており、今後の耕作のことも考え、譲受人さんが今回購入されることになりました。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。  
それでは続きまして2番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。この2番案件の譲渡人の■■さんと■■さんは姉妹でありまして、二人とももう遠出でありますので、譲受人の■■さんに譲り渡すということなんですが、■■さんはもう40年近くこの土地を管理しておりまして、何も問題ないということですのでよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。  
それでは続きまして3番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願いします。

■ 番 委 員 それでは3番案件についてご説明いたします。■■■さんと■■■さんは兄弟の仲でございまして、■■■さんはこの度サトウキビを作るんだというので、ちょっと変わった方法をするということなんです。なお近隣の方も、それならよかろうということで納得しておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。  
それでは最後の4番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■でございます。4番案件についてご説明いたします。この件に関しましては、前回承認いただいている訳ですがこの残りの畑126㎡につきまして、引き続き畑として使用するという案件でございます。特に問題はございませんのでよろしくご審議のほどお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わ

りました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
それでは、続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案、農地法第4条許可申請についてご説明いたします。  
2ページ目下段をご覧ください。

【1番案件】

1番案件に参ります。申請人「■■■■番地■ ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は255㎡です。転用目的は「自己住宅兼事務所用地」、施設の概要は「既存住宅等 2棟 197.75㎡、倉庫 1棟 5.02㎡」です。建ぺい率は「30.60%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金が■■円です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので農用地区域外農地です。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。

■■■から■へ約400mに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。まず1番案件の担当委員さん、■番■■委員さんをお願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。1番案件につきまして、■■さんがなぜここで転用申請するかといいますと、幾分か住宅が畑の方に食い込んでいるということで、今回かつちりと手続きをしときたいということで申請するものです。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
それでは、続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請について、





いたします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。1番案件ですが、譲渡人の■■さんは今現在■■の方に出られており、この土地が空き地になっております。現在はゴミなども置かれ、畑としても家の影になっていて何も耕作できないため、ここを■■さんが譲受し駐車場にしたいということです。また地目も変更されるということです。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、2番案件については■番委員の■■委員さん、お願ひいたします。

■ 番 委 員 ■番、■■でございます。2番案件ですが、申請人、■■■さんは現在■■市に在住しておりますが、両親と同居するため実家の■■■に帰ることになりました。このため実家を取り壊し新築することとし、その際、実家が手狭であることから相手方の■■さんから29㎡の畑を購入したということです。排水等周囲の方の了解も得ており特に問題ないと思ひます。なお、売買価格が高額となっておりますが、これについては■■さんが■■さんにとにかくいくらでもいいので売ってくださいと懇願したためこのような価格となっております。本件については土地家屋調査士を入れて決定したものであります。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、最後の案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願ひいたします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。この件でございますが、■■■さんがもう高齢ということで孫にあたる■■■さんが田植えなどの農作業を手伝いに来ております。見ていると土日はいつも農産物をしに来ております。今回、近くに家を建ててそこに住み、農業をともにやりたいということで申請するものです。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの第3号議案につきまして皆様のご意見をお願ひしたいと思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。

(意見なし)

議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第3号議案、農地法第5条許可申請について、1番から3番の許可に賛成の方は挙手をお願ひします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願ひ

- します。
- 事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料4ページをご覧ください。
- 【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】
- 議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきましては、以上、報告承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。
- 事務局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。次回は、8月7日金曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、9月10日木曜日に開催予定です。事務局からは以上です。
- 議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度第4回総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。
- (午前9時57分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年7月16日

議 長

署名委員

署名委員